

浜松インフィニティヤング規約

改正: 2026年1月12日

施行: 2026年1月17日

第1条 名称

このクラブは、浜松インフィニティヤング（以下、チームという）と称する。

第2条 事務局

チーム事務局は、浜松市中央区笠井新田 600 の 2 に置く。

第3条 目的

チームは、中学生を中心とする子供達や地域住民に対して、野球の体験、反復練習指導、交流や野球大会への参加を通じ体力や技術の向上はもとより、心身の育成と就学指導に関する事業を行い、スポーツの振興に寄与することを目的とする。

第4条 事業

チームは、第3条の目的を達成させるために以下の事業を行う。

- (1) 土、日、祝日を中心とした集団による反復練習
- (2) 学力考査に対する練習及び座学講習
- (3) 練習試合、交流試合の実施、オープン参加可能な野球大会への参加
- (4) その他、チームの目的達成に係る事業

第5条 運営

チームの基本的な運営は、以下の通りである。

- (1) グラウンドの整備及び修繕等は、指導者、選手および保護者が行う。
- (2) 指導者の交通費、チームの活動や業務に関する備品、遠征時交通費等は、チーム経費として扱われる。

第6条 会員

会員は、チームの指導者とチームに入会した選手の保護者によって構成される。入会した選手は、活動会員とする。

第 7 条 会員の権利

会員は、規約に定めるものの他、チームのすべての事業に参加する権利を平等に有し、総会で可決された事項の承認権を有する。なお、活動会員は承認権を持たない。

第 8 条 入会と退会

入会しようとする者は、入会金を 10,000 円、団費 15,000 円/月を納めること。(一部遠征費を含む。宿泊費は別途徴収)

- ※ 必要に応じて追加徴収する場合がある。
- ※ 弟兄同時入会期間は、特別割引が適用される
- ※ 団費は指定日に毎月銀行振込とする。(振込手数料は各自負担とする。)
また、やむを得ず中途退会を希望する者は、退会の意思を伝え退会することが出来る。

第 9 条 会費納入期間

会費納入期間は、中学 3 年生 12 月までとし、翌年 1 月から 3 月までの 3 ヶ月分は免除される。

会費納入期間中は（長期離脱を除く）会費を納めること。

- ※ 長期離脱期間については応相談

第 10 条 臨時徴収

月会費以外に臨時徴収せざるを得ない費用が発生した場合、会員の同意を得て徴収する事が出来る。

第 11 条 保険

選手、指導者、チーム活動を支援する保護者（審判含む）は、スポーツ安全保険の加入を義務付ける。なお、保険料は毎年度別途徴収する。

第 12 条 指導方針

練習方法、練習試合、交流試合等、選手育成に係る指導方法はチームに一任する。

チームは、グラウンド効率を鑑み、保護者にチーム活動（集団反復練習）の支援を依頼する。

また保護者は、選手の事故や怪我に繋がる状況において、直ちに選手に注意を喚起することができる。

チームの和を乱す行動や禁止事項を繰り返す場合は、代表・指導者より厳重注意、活動自粛、退団などの処分を課すこともある。

第 13 条 保護者会

保護者会は選手の保護者で運営し、お互い様の精神を基に強制業務にならないよう、協力体制を構築してより良い組織づくりを目指す。

第 14 条 事故

活動における事故発生の場合は、次の各号にて対応する。

- (1) 選手はスポーツ安全保険に必ず加入し、練習中、試合中などの怪我にはその保険範囲内で対応する。
- (2) 練習試合などへの移動中の事故に関しては、その車両保険の範囲内で対応する。
- (3) チームの活動において、選手や会員に傷害等を与えた当事者に、一切の責任を問わない。
- (4) 移動中の交通事故に関しての対人対物及び車両に対する責任は交通法規により事故当事者にて負担する（事故搭乗者の被害を除く）。
- (5) チームは、練習グラウンド及び集合場所への往復途中における責任を一切負わない。

第 15 条 会計年度

毎年 1 月 1 日～12 月 31 日までとする。

第 16 条 総会

総会は代表が各学年の保護者会役員を招集し、該当役員の 3 分の 2 の出席をもって成立する。

議事の可否は出席者の過半数の賛成をもって決定する。

総会で可決された事項は、全会員に文書（メールや LINE を含む）にて通知し、全会員の過半数の承認をもって決裁とする。

総会の審議事項は概ね次の通りである。

- (1) 規約の改正に関すること。
- (2) 運営（活動計画、決算等）に関すること。

※ 保護者会役員とは、在任中の次の役員を指す。

- 会長/副会長（学年代表/副代表）
- 会計/副会計
- 会計監査

以上